

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 10 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 62 号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成 11 年岩手県条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
1	別表第 2（第 3 条関係）	別表第 2（第 3 条関係）	
	[略]	[略]	
	5 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 12 条の 3 第 1 項の身体障害者相談員の委託	5 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 12 条の 3 第 1 項の身体障害者相談員の委託	宮古市、遠野市、一関市、雫石町及び西和賀町
	[略]	[略]	
	16 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 2 第 1 項の知的障害者相談員の委託	16 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 2 第 1 項の知的障害者相談員の委託	宮古市、遠野市、一関市、雫石町及び西和賀町
	[略]	[略]	
	19 [略]	19 [略]	[略]
		19 の 2 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務	宮古市
		（1）法第 18 条の低体重児の届出の受理	
		（2）法第 19 条第 1 項の未熟児の訪問指導	
		（3）法第 19 条第 2 項において準用する法第 11 条第 2 項の訪問指導の継続	
		（4）法第 20 条第 1 項の養育医療の給付に係る申請書の受理に関する事務で規則で定めるもの	
	20 [略]	20 [略]	[略]
	[略]	[略]	
2	別表第 2（第 3 条関係）	別表第 2（第 3 条関係）	
	[略]	[略]	
	27 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（2 以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）	27 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（2 以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）	[略]

<p>(1)～(20) [略]</p> <p>(21) 法第40条において準用する民法第77条第2項及び第83条の清算人からの届出の受理</p> <p>(22)～(28) [略]</p>	<p>(1)～(20) [略]</p> <p>(21) 法第40条第1項において準用する民法第77条第2項及び第83条の清算人からの届出の受理</p> <p>(22)～(28) [略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成18年11月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、公布の日から施行する。